

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令、通達等の改正等が見込まれる項目」

様式1

(1)措置済

特区=1 全国=2 (※1)	法=Ⅰ 政令=Ⅱ 省令等=Ⅲ (※2)	整理 番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	備考	総合特区基本 方針別表掲載	省庁
2	Ⅲ	19	アジアヘッドクォーター特区	域内電源保有率の引き下げ	審査基準の改定(4月2日付施行済み)	特定電気事業については、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要の5割以上に応じることが可能であること。	4月2日付施行済み			経済産業省
1	Ⅲ	31	アジアヘッドクォーター特区	ビジネスジェットの使用手続簡略化(駐機制限の緩和)	通達「ジェネラルアビエーションによる東京国際空港の利用について」(平成12年空総第91号)	東京国際空港におけるジェネラルアビエーション機(ビジネスジェット含む)の連続駐機可能日数を、7日間から10日間に延長することとする。	平成24年6月28日に改正通達を发出	なお、周知期間、申請期間等を考慮し、改正通達に基づく適用は平成24年9月1日より開始することを予定。	○	国土交通省
2	Ⅲ	55	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	港則法及び開港法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	開港法第20条、開港法基本通達20-5	開港法基本通達20-5を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合(当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ない認められる場合に限る。)には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	6月29日に基本通達を改正		○	財務省
2	Ⅲ	355	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	航空機製造に係る輸入品の関税のフリーゾーン化	関税暫定措置法第4条、関税暫定措置法基本通達4-4等	①自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税暫定措置法基本通達に定める様式に拘らず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする(基本通達を改正)。 ②また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする(①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う)。	6月29日に基本通達を改正		○	財務省
2	Ⅱ	360	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	既存工場増築に関わる建築規制の緩和	建築基準法第86条の7 建築基準法施行令第137条の2	増築部分が現行基準に適合し、既存部分が新耐震基準に適合する場合には、既存不適格建築物のまま増築可能な部分の既存部分に対する比率の上限である1/2を超えて増築可能となるよう規定を見直す。	平成24年9月中に施行令改正を実施	改正予定内容に関しパブリックコメントを実施中(平成24年8月8日~9月6日)		国土交通省
2	Ⅲ	506	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスティ総合特区	市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類追加	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(法令解釈通達)第2編第10条第10号関係の10	酒類販売業免許における経営基礎要件の一つである取扱能力の基準数量(年平均取扱見込数量)について、当該数量の寡に関わらず、「予定している媒介業を継続して行う見込みがある者」等は、取扱能力を有することとする。	平成24年6月1日に法令解釈通達を改正(同年9月1日から適用開始)			財務省
2	Ⅲ	547	グリーンアジア国際戦略総合特区	圧縮水素運送自動車用複合容器・付属品に対する刻印方式の特例の創設	容器保安規則第37条、容器保安規則細目告示 第33条	本提案については、提案の内容の通りに、容器保安規則及び容器保安規則細目告示の改正を行い、平成23年3月28日付で公布・施行した。	措置済み			経済産業省
2	Ⅲ	549	グリーンアジア国際戦略総合特区	セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	危険物の規制に関する政令 第17条 危険物の規制に関する規則 第27条の5、第28条の2の7	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成24年総務省令第49号)を平成24年5月23日に公布・施行し、セルフガソリンスタンドと水素スタンドの併設が可能となるよう技術基準の改正を行ったところ(該当条文:第28条の2の7)。	措置済	※様式2(経済産)あり		総務省
2	Ⅱ	839	あわじ環境未来島特区	太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和	工場立地法施行令第1条	太陽光発電施設について、工場立地法施行令を改正し、工場立地法の届出対象外としたところ。	平成24年6月1日に実施済	※緩和は政令改正レベルを行いました		経済産業省
2	Ⅲ	859	あわじ環境未来島特区	EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化	電気事業法施行規則	電気事業法施行規則 附則第17条において、一定条件を満たした場合、電気自動車専用急速充電設備について、一の需要場所とみなす。	平成24年3月23日付で施行済み			経済産業省
1	Ⅲ	1003	とやま地域共生型福祉推進特区	就労継続支援B型事業所に関する規模要件の緩和	就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障障発0402001号 障音福祉課長通知)	障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業における施設外就労の要件について、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行うことにより障害者の自立及び社会参加に資するものと認められる就労継続支援B型事業所は、施設外就労1ユニットあたりの最低定員を1人以上とするともに、利用定員の100分の70を超えて施設外就労を行うことができる取扱とする。	平成24年7月27日通知改正		○	厚生労働省

(※1)特区=特区内対応
全国=全国展開

(※2)法=法律改正
政令=政令改正
省令等=省令、通達等改正

(2) 検討中(改正時期調整)

特区=1 全国=2 (※1)	法=Ⅰ 政令=Ⅱ 省令等=Ⅲ (※2)	整理 番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	備考	総合特区基本 方針別表掲載	省庁
2	I	21	アジアヘッドクォーター特区	料金設定の弾力化	熱供給事業法第14条	—	未定	熱供給事業制度全般の検討を平成24年度の可能な限り早期に検討を開始する予定。		経済産業省
1	I	35	アジアヘッドクォーター特区	①船舶運行事業者に対する要件の緩和【羽田～MICE会場間の航路】 ②船舶運行事業者に対する要件の緩和【パレットタン発着船】	海上運送法第21条の2	海上運送法第21条の2で禁止している旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送が可能となるよう特例を設ける。	平成25年通常国会	①特区内で対象となる航路は、国と地方の協議の結果に基づき別途定める。 ②本件については自治体側との協議が終了していない。 なお、【羽田～MICE会場間の航路】に関する改正が行われた後は、対象となる航路の拡大を行う事で、本件についても対応が可能。		国土交通省
1	Ⅲ	41	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	ガス事業法の特定制供要件の緩和	ガス事業法施行規則第4条	先方の要望を踏まえ、省令によって手当することで対応。	平成24年8月まで	改正する法令等については、現在内部協議中。	○	経済産業省
1	Ⅲ	54	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	道路運送車両法の特定制路における臨時ナンバープレートの取り付け免除	道路運送車両法施行規則26条の5	回送運行を行う経路及び後面の回送運行許可番号標を表示しない場合の代替措置等を実施した場合においては、回送運行中、後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。	平成24年度検討、可能な限り速やかに措置	指定自治体と代替案の詳細について調整中である。		国土交通省
2	I	58	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	水利権協議の簡素化	河川法第23条等	既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用する小水力発電(従属発電)について、現行の水利使用の許可制度に代わり、登録制の導入を検討する。	平成24年度検討、可能な限り速やかに措置	従属発電について、水利使用手続きのあり方を検討するに当たっては、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係のあり方等について整理する必要があることから、相応の時間を要するため。		国土交通省
2	I	134	ふじのくに先端医療総合特区	外国人医療資格者の業務従事に関する特例	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律	○正当な理由(医学部の大学院に在学中等)があると認められる範囲(最長2年間)で、許可の有効期間の延長を認める ○受入病院の責任において、①外国の医師の能力水準、②適切な指導体制、③医療事故等が発生した際の賠償能力、を確保する仕組みに改めるとともに、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化する ○受入病院と緊密な連携体制が確保されている病院・診療所における臨床修練の実施を許容等の改正を行う。	平成24年通常国会以降速やかに	社会保障・税一体改革の一環として医療サービス提供体制の見直しの一部として、医療法等の改正と合わせて改正予定(現在、医療法等の改正については、関係者の意見調整中)		厚生労働省
2	I	138	ふじのくに先端医療総合特区	ソフトウェア単独での製造販売承認を認める特例	薬事法第2条等	厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会の報告書(平成24年1月24日)、政府全体として策定される「医療イノベーション5か年戦略」や「日本再生戦略」、民主党医療・介護WTの下に設置された薬事法小委員会において議論頂いている内容等を踏まえ、単体ソフトウェアのリスクに応じた適切な取扱いを規定する。	平成25年通常国会を目指した薬事法改正法案の国会提出			厚生労働省
2	Ⅲ	140	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器の認証範囲の拡大	薬事法第23条の2	医療機器の新たな認証基準を策定するもの。 なお、新たな認証基準の策定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に設置されている医療機器承認基準等審議委員会に諮った上で、薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会に報告の上、パブリックコメント等所要の手続きを経た上で認証基準として告示される。	審議委員会、部会とも通常年4回開催されており、これにあわせて随時告示を行う予定としている。			厚生労働省
2	Ⅲ	141	ふじのくに先端医療総合特区	責任者設置要件の緩和	薬事法	新規に医療機器の製造販売業の許可申請と同時に承認申請を行う場合、承認申請時には総括製造販売責任者の雇用を要さない旨について通知する。	8月通知発出済			厚生労働省
2	Ⅲ	142	ふじのくに先端医療総合特区	責任者資格要件の緩和	薬事法施行規則第85条第3項第2号	①薬事法施行規則を改定し、学歴要件を責任技術者と同様とする ②総括製造販売責任者の資格要件を拡大する。 ③総括製造販売責任者の資格要件である実務経験を一定の基準による都道府県の行う講習により代替する旨、通知する。	①7月：専門家委員会での意見聴取、8月：薬事法施行規則等改正 ②8月通知発出			厚生労働省
2	Ⅲ	143	ふじのくに先端医療総合特区	責任者資格要件の緩和	薬事法施行規則第91条第3項第4号	①薬事法施行規則を改定し、専門の課程に「工学、情報学、生物学」を追加し責任技術者の資格要件を拡大する。 ②責任技術者の資格要件である実務経験を一定の基準による都道府県の行う講習により代替する旨、通知する。	①7月：専門家委員会での意見聴取、8月：薬事法施行規則改正 ②8月通知発出			厚生労働省
1	I	308	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業用貨物自動車の車検期間の延長	道路運送車両法第61条	総合特別区域法において道路運送車両法の特例を設けることとし、具体的には、「農業用貨物自動車」について、車検を行ってから1年を経過する前に指定整備制度を活用して法定点検を行い、安全が確認されれば、車検期間を1年延長できる規定を設けることとする。	指定自治体と調整中			国土交通省
1	Ⅲ	386	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖繩総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)1)に規定する2年以上の他車種でのレンタカー事業経営実績要件の緩和	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年自旅第138号)	過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が自家用マイクロバスによる「レンタカー」事業を行うに当たっては、旅客自動車運送事業経営類似行為の防止策として、貸渡実績の報告や車体表示を適切に行わせることにより、使用目的を客観的に把握できる措置等を講じた上で、平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖繩総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)1)に規定する2年以上の他車種での「レンタカー」事業経営実績要件を、総合特区内において、緩和する。	指定自治体と調整中			国土交通省
2	Ⅲ	514	次世代エネルギー・モビリティ創造特区	住宅敷地内におけるPLC(Power Line Communications)屋外通信の規制緩和と高速通信方法のガイドライン制定	電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条等	広帯域PLCの屋外利用に必要な環境整備を図るため、電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条他、関連条文を改正し、屋外広帯域PLC設備に関する技術基準等を定める。	平成25年3月	情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会による報告書案についてパコメを実施したところ。今後は情報通信審議会より答申を受けた後、電波法施行規則及び無線設備規則等の改正案を作成し、電波監理審議会の審議を経て施行予定。		総務省

(※1) 特区=特区内対応
全国=全国展開

(※2) 法=法律改正
政令=政令改正
省令等=省令、通達等改正

(2) 検討中(改正時期調整中)

特区=1 全国=2 (※1)	法=Ⅰ 政令=Ⅱ 省令等=Ⅲ (※2)	整理 番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	備考	総合特区基本 方針表掲載	省庁
2	I	561	グリーンアジア国際戦略総合特区	廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 具体的な対象品目や認定の基準等については、有識者や関係者の意見を聴きつつ今後検討していく予定。	法案は平成24年通常国会にて成立(8月3日)。政省令については年度内を目途に検討。			環境省
2	I	623	レアメタル等リサイクル資源特区	一般廃棄物収集運搬業の許可取得要件の緩和	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 具体的な対象品目や認定の基準等については、有識者や関係者の意見を聴きつつ今後検討していく予定。 なお、再生利用されることが確実であると市町村長又は都道府県知事が認めた一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられる。	法案は平成24年通常国会にて成立(8月3日)。政省令については年度内を目途に検討。			環境省
2	I	624	レアメタル等リサイクル資源特区	産業廃棄物収集運搬業の許可取得要件の緩和	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 具体的な対象品目や認定の基準等については、有識者や関係者の意見を聴きつつ今後検討していく予定。 なお、再生利用されることが確実であると市町村長又は都道府県知事が認めた一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられる。	法案は平成24年通常国会にて成立(8月3日)。政省令については年度内を目途に検討。			環境省
2	I	625	レアメタル等リサイクル資源特区	一般廃棄物の処分の委託基準の緩和	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 また、これらの者に市町村が使用済小型電子機器等を引き渡す場合は、廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号の通知等の事務は不要と整理する予定。	法案は平成24年通常国会にて成立(8月3日)。詳細については年度内を目途に検討。			環境省
1	I	708	関西イノベーション国際戦略総合特区	国有財産法等の特例	国有財産法第28条 財政法第9条第1項	総合特区法の改正により、指定自治体が提案している国有財産の譲与ができるようにする。	可能な限り早期の協議終了を目指して、指定自治体との調整を進め、協議が「整いつつ」総合特区法の改正法案を国会に提出。			厚生労働省
2	I	749	関西イノベーション国際戦略総合特区	外国人医師等の臨床修練制度の修練期間の延長	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例に関する法律	○正当な理由(医学部の大学院に在学中等)があると認められる範囲(最長2年間)で、許可の有効期間の延長を認める ○受入病院の責任において、①外国の医師の能力水準、②適切な指導体制、③医療事故等が発生した際の賠償能力、を確保する仕組みに改めるとともに、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化する ○受入病院と緊密な連携体制が確保されている病院・診療所における臨床修練の実施を許容等の改正を行う。	平成24年通常国会以降速やかに	社会保障・税一体改革の一環として医療サービス提供体制の見直しの一部として、医療法等の改正と合わせて改正予定(現在、医療法等の改正については、関係者の意見調整中)		厚生労働省
2	Ⅲ	841	あわじ環境未来島特区	太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和	電気事業法施行規則第52条第2項	自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託制度(不選任承認制度)を可能とする範囲を、1000kW未満から拡大する。	平成24年度末～平成25年度早期			経済産業省
2	I	882	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	外国医師等臨床修練制度に係る規制緩和	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例に関する法律	○正当な理由(医学部の大学院に在学中等)があると認められる範囲(最長2年間)で、許可の有効期間の延長を認める ○受入病院の責任において、①外国の医師の能力水準、②適切な指導体制、③医療事故等が発生した際の賠償能力、を確保する仕組みに改めるとともに、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化する ○受入病院と緊密な連携体制が確保されている病院・診療所における臨床修練の実施を許容等の改正を行う。	平成24年通常国会以降速やかに	社会保障・税一体改革の一環として医療サービス提供体制の見直しの一部として、医療法等の改正と合わせて改正予定(現在、医療法等の改正については、関係者の意見調整中)		厚生労働省
2	Ⅱ	951	西条農業革新都市総合特区	小水力発電設置の許可手続きの簡素化	河川法施行令第2条、同令第20条の2	一定の小水力発電について、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討する。	平成24年度検討結論、結論を得次第措置	小水力発電であったとしても、川の流量が激しく減少する「減水区間」が生じるなど、生態系への影響、水質の悪化、景観の悪化といった地域の河川環境に様々な影響を与えるものがあるため、一定の要件を検討する際には、小水力発電の実態を調査する必要がある。また、①発電事業を所管する経済産業省、②一級河川の指定区間における権限の一部を移譲することになる都道府県、③発電事業者等との調整を図る必要があることから、検討に相応の時間を要するため。		国土交通省
1	Ⅲ	983	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	電気事業法小出力発電設備	電気事業法第38条第3項、電気事業法施行規則第48条第4項第4号	本特区に限り、内燃力を原動力とする火力発電設備に係る一般用電気工作物の範囲を、「出力10kW未満」から「出力20kW未満」に改正する。	当方より提示している条件が満たされることについて、正式に自治体から連絡があり次第。			経済産業省
1	Ⅲ	1081	かがわ医療福祉総合特区	身体障害者や要介護認定者でなくても、ドア・ソーダの個別輸送を認める。市町村運営有償運送全般において、個人所有の車両での輸送も認める。	通達「市町村有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年国自旅第141号)	自治体が提案する市町村運営有償運送で、運転者の持込車両の使用を可能とするため、運転者による白タク防止や運行管理、整備等の適切な実施方法等について措置を講じた上で、総合特区にて実施可能とする。	指定自治体と調整中			国土交通省

(※1) 特区=特区内対応
全国=全国展開

(※2) 法=法律改正
政令=政令改正
省令等=省令、通達等改正